

○経済産業省令第六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和五年一月二十七日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」とい

う。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあつては、第一号から第六十号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第六十一号から第一百一号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。

一〇三十二 「略」

三十三 水銀

三十四 塩化バリウム

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」とい

う。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあつては、第一号から第三十二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第三十三号から第七十三号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。

一〇三十二 「略」

〔新設〕

〔新設〕

三十五	硫酸
三十六	三・三ージメチルブテン
三十七	ピバルアルデヒド
三十八	一・クロロニ・ニージメチルプロパ
三十九	ニメチルブテン
四十	ニ・クロロニ・三メチルブタン
四十一	ピナコール
四十二	ニメチルニブテン
四十三	ブチルリチウム
四十四	メチルマグネシウムブロミド
四十五	ホルムアルデヒド
四十六	ジエタノールアミン

〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕

四十七	炭酸ジメチル
四十八	メチルジエタノールアミン塩酸塩
四十九	ジエチルアミン塩酸塩
五十	ジイソプロピルアミン塩酸塩
五十一	三ーキヌクリジノン塩酸塩
五十二	三ーキヌクリジノール塩酸塩
五十三	(R)ー三ーキヌクリジノール塩酸塩
五十四	N・Nージエチルアミノエタノール塩
	酸塩
五十五	アンモニア
五十六	炭化カルシウム(別名カーバイド)
五十七	一酸化炭素
五十八	塩化水素

[新設] [新設]

五十九 硫黄

六十 二酸化硫黄

六十一～百一 [略]

百二 N—(—フェネチル—四—ピペリジル

)プロピオンアニリド (別名フエンタニル)

及びその塩類

百三 N—(—(—(—四—エチル—五—オ

キソ—ニ—テトラズリン——イル) エチル

—四—(メトキシメチル)—四—ピペリジ

ル)プロピオンアニリド (別名アルフエンタ

ニル) 及びその塩類

百四 N—(—四—(メトキシメチル)——(—

—(—ニ—チエニル) エチル)—四—ピペリ

[新設]

[新設]

三十三～七十三 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

「ジル」プロピオンアニリド（別名スフェンタニル）及びその塩類

百五 一（ニメトキシカルボニルエチル）

一四（フェニルプロピオニルアミノ）ピペ

リジン一四カルボン酸メチルエステル（別

名レミフェンタニル）及びその塩類

百六 メチル一フェネチル一四（N一フ

エニルプロパンアミド）ピペリジン一四カ

ルボキシラート及びその塩類

百七 四一アニリノ一フェネチルピペリジ

ン

百八 一フェネチルピペリジン一四一オン

第二条・第三条 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第二条・第三条 「略」

第四条 輸出令別表第二の三第二号(1)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一五 「略」

第五条 輸出令別表第二の三第二号(2)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一六 「略」

第六条 輸出令別表第二の三第二号(3)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一六 「略」

第七条 輸出令別表第二の三第二号(4)に掲げる貨

第四条 輸出令別表第二の三第二号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一五 「略」

第五条 輸出令別表第二の三第二号ロに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一六 「略」

第六条 輸出令別表第二の三第二号ハに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 一六 「略」

第七条 輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨

物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二 「略」

第八条 輸出令別表第二の三第二号(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二 「略」

第八条 輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第九条 輸出令別表第二の三第二号(6)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したポジ型レジストとする。

第十条 輸出令別表第二の三第二号(7)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇七 「略」

第十一条 輸出令別表第二の三第二号(8)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第九条 輸出令別表第二の三第二号へに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したポジ型レジストとする。

第十条 輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇七 「略」

第十一条 輸出令別表第二の三第二号チに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇八 「略」

第十二条 輸出令別表第二の三第二号(9)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。

第十三条 輸出令別表第二の三第二号(10)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のポリフォームとする。

第十四条 輸出令別表第二の三第二号(11)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であつて、貨物等省令第八条第九号(同号へを

一〇八 「略」

第十二条 輸出令別表第二の三第二号リに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。

第十三条 輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のポリフォームとする。

第十四条 輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であつて、貨物等省令第八条第九号(同号へを

含む。)のいずれかに該当するものとする。

第十五条 輸出令別表第二の三第二号(12)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
音波を利用した装置であつて、次のいずれかに
該当するもの及びその部分品とする。

一～三 「略」

第十六条 輸出令別表第二の三第二号(13)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第十七条 輸出令別表第二の三第二号(14)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
電子式のカメラであつて、貨物等省令第九条第

含む。)のいずれかに該当するものとする。

第十五条 輸出令別表第二の三第二号カに掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
音波を利用した装置であつて、次のいずれかに
該当するもの及びその部分品とする。

一～三 「略」

第十六条 輸出令別表第二の三第二号カに掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第十七条 輸出令別表第二の三第二号カに掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
電子式のカメラであつて、貨物等省令第九条第

三号ニ(一) 2又はホ(二)に該当するフォー
カルプレーンアレーを組み込んだものとする。

第十八条 輸出令別表第二の三第二号(15)に掲げる
貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第十九条 輸出令別表第二の三第二号(16)に掲げる
貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・七 「略」

第二十条 輸出令別表第二の三第二号(17)に掲げる
貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

三号ニ(一) 2又はホ(二)に該当するフォー
カルプレーンアレーを組み込んだものとする。

第十八条 輸出令別表第二の三第二号ヨに掲げる
貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第十九条 輸出令別表第二の三第二号タに掲げる
貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・七 「略」

第二十条 輸出令別表第二の三第二号レに掲げる
貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第二十一条 輸出令別表第二の三第二号(18)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、地上用の重力計であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第二十二条 輸出令別表第二の三第二号(19)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・三 「略」

第二十三条 輸出令別表第二の三第二号(20)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第二十一条 輸出令別表第二の三第二号ソに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、地上用の重力計であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第二十二条 輸出令別表第二の三第二号ツに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・三 「略」

第二十三条 輸出令別表第二の三第二号ネに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 「略」

第二十四条 輸出令別表第二の三第二号(21)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 「略」

第二十五条 輸出令別表第二の三第二号(22)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇二 「略」

第二十六条 輸出令別表第二の三第二号(23)に掲げ

一〇三 「略」

第二十四条 輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 「略」

第二十五条 輸出令別表第二の三第二号ラに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇二 「略」

第二十六条 輸出令別表第二の三第二号ムに掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第二十七条 輸出令別表第二の三第二号(24)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする。

第二十八条 輸出令別表第二の三第二号(25)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。

第二十九条 輸出令別表第二の三第二号(26)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第二十七条 輸出令別表第二の三第二号ウに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする。

第二十八条 輸出令別表第二の三第二号ハに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。

第二十九条 輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十三 「略」

第三十条 輸出令別表第二の三第二号(27)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 「略」

第三十一条 輸出令別表第二の三第二号(28)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 「略」

第三十二条 輸出令別表第二の三第二号(29)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを

、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十三 「略」

第三十条 輸出令別表第二の三第二号オに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三 「略」

第三十一条 輸出令別表第二の三第二号クに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 「略」

第三十二条 輸出令別表第二の三第二号ヤに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを

含む。）並びにその部分品及び附属装置とする。

第三十三条 輸出令別表第二の三第二号(30)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、振動試験装置及びその部分品とする。

第三十四条 輸出令別表第二の三第二号(31)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六 「略」

第三十五条 輸出令別表第二の三第二号(32)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二十三 「略」

含む。）並びにその部分品及び附属装置とする。

第三十三条 輸出令別表第二の三第二号マに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、振動試験装置及びその部分品とする。

第三十四条 輸出令別表第二の三第二号ケに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六 「略」

第三十五条 輸出令別表第二の三第二号フに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二十三 「略」

第三十六条 輸出令別表第二の三第二号(33)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第三十七条 輸出令別表第二の三第二号(34)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・五 「略」

第三十八条 輸出令別表第二の三第二号(35)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・四 「略」

第三十九条 輸出令別表第二の三第二号(36)に掲げ

第三十六条 輸出令別表第二の三第二号コに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第三十七条 輸出令別表第二の三第二号エに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・五 「略」

第三十八条 輸出令別表第二の三第二号テに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・四 「略」

第三十九条 輸出令別表第二の三第二号アに掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。

第四十条 輸出令別表第二の三第二号(37)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム（シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム）の製造用の装置とする。

第四十一条 輸出令別表第二の三第二号(38)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第四十二条 輸出令別表第二の三第二号(39)に掲げる

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池（印刷方式により製造するものに限る。）の製造用の装置とする。

第四十条 輸出令別表第二の三第二号サ（シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム）に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム（シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム）の製造用の装置とする。

第四十一条 輸出令別表第二の三第二号キ（シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム）に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第四十二条 輸出令別表第二の三第二号ク（シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システム）に掲げる

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十三条 輸出令別表第二の三第二号(40)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第四十四条 輸出令別表第二の三第二号(41)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

第四十五条 輸出令別表第二の三第二号(42)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十三条 輸出令別表第二の三第二号メに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第四十四条 輸出令別表第二の三第二号ミに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

第四十五条 輸出令別表第二の三第二号シに掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

第四十六条 輸出令別表第二の三第二号(43)に掲

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜六 「略」

第四十七条 輸出令別表第二の三第二号(44)に掲

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 「略」

第四十八条 輸出令別表第二の三第二号(45)に掲

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

第四十六条 輸出令別表第二の三第二号エ)に掲

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜六 「略」

第四十七条 輸出令別表第二の三第二号ヒ)に掲

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 「略」

第四十八条 輸出令別表第二の三第二号モ)に掲

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

第四十九条 輸出令別表第二の三第二号(46)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにそれに使用するように特に設計した部分品及び附属品とする。

第五十条 輸出令別表第二の三第二号(47)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供する警棒及びこれに類する

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

〔新設〕

〔新設〕

もの（こん棒及びトンファーを含む。）並びに
むちとする。

第五十一条 輸出令別表第二の三第二号(48)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに使用
するように特に設計した部分品とする。

第五十二条 輸出令別表第二の三第二号(49)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

法令の執行の用に供するものであつて、次の
いずれかに該当するもの並びにそれに使用する
ように特に設計した部分品及び附属品とする。

一 手錠

二 拘束衣

〔新設〕

〔新設〕

三 手かせ

四 足かせ

五 拘束のための器具（前各号に該当するものを除く。）

第五十三条 輸出令別表第二の三第二号(50)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 破碎流体

二 破碎流体の添加剤（プロパントを含む。）

三 水圧破碎に用いられる高圧ポンプ

第五十四条 輸出令別表第二の三第二号(51)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

装置として用いられる環状の磁石とする。

〔新設〕

〔新設〕

第五十五条 輸出令別表第二の三第二号(52)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 ホットセル

二 放射性物質の取扱いに適したグローブボツ

クス

第五十六条 輸出令別表第二の三第二号(53)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 催涙剤(容器に入れた正味重量が二〇グラ

ム以下のものを除く。)であつて、次のい

れかに該当するもの

イ クロロベンザルマロノニトリルの含有量

〔新設〕

〔新設〕

が全重量の1%以下のもの

ロ クロロアセトフェノンの含有量が全重量の1%以下のもの

二 くしゃみ剤（容器に入れた正味重量が八五

・〇五グラム以下のものを除く。）

三 発煙弾及びその部分品

四 手りゅう弾及びその部分品

五 てき弾及びその部分品

六 爆薬

七 発煙筒その他の火工品及びその部分品（軍

用及び民生用の両方に用いられるものに限る。）

第五十七条 輸出令別表第二の三第二号(54)に掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは指紋の採取に用いられるものであつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 粉末

二 染料

三 インク

第五十八条 輸出令別表第二の三第二号(55)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。

一 個人用の線量計

二 鉱業、採石業、農業、医薬品製造業、医療業、獣医療業、環境計量証明業、廃棄物処理業

〔新設〕

、食料品製造業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置

第五十九条 輸出令別表第二の三第二号(56)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

- 一 放射線の探知、監視又は測定のための装置
- 二 放射線写真用の装置

第六十条 輸出令別表第二の三第二号(57)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、

次のいずれかに該当するものとする。

- 一 ふっ素製造用の電解槽
- 二 粒子加速器
- 三 電気業用に設計したプロセス制御装置

〔新設〕

〔新設〕

四 フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置であつて、冷却能力が連続的に二九・三キロワット以上のもの

五 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置

第六十一条 輸出令別表第二の三第二号(58)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次の各号の全てに該当する複合材料に用いられる繊維とする。

一 比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートル以上のも

二 比強度が七六、二〇〇メートル以上のも

第六十二条 輸出令別表第二の三第二号(59)に掲げ

〔新設〕

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは次のいずれかに該当するものとする。

一 ワクチンであつて、貨物等省令第二条の二第一項に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの及びこれらに対して免疫の効果を得させるために設計したものの

二 免疫毒素であつて、貨物等省令第二条の二第一項第三号若しくは第四号に該当するもの、サキシトキシン又はリシンを含有するもの

三 医療製品であつて、次のいずれかを含有するもの

イ 貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するもの（ボツリヌス毒素若

しくはコノトキシシン又はこれらのサブユニットを除く。）

ロ 遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。次号ハにおいて同じ。）であつて、貨物等省令第二条の二項第三号（ボツリヌス毒素若しくはコノトキシシンを除く。以下ロにおいて同じ。）に該当するもの、サキシトキシシン若しくはリシン若しくはこれらのサブユニットを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化され

た組織体を含む。次号ハにおいて同じ。）

であつて、同項第三号に該当するもの、サ

キシトキシン若しくはリシン若しくはこれ

らのサブユニットの塩基配列を有するもの

四|| 医療製品であつて、次のいずれかを含有す

るもの（前号に該当するものを除く。）

イ|| ボツリヌス毒素又はそのサブユニット

ロ|| コノトキシン又はそのサブユニット

ハ|| 遺伝子を改変した生物であつて、ボツリ

ヌス毒素若しくはコノトキシン若しくはこ

れらのサブユニットを有するもの又は遺伝

要素であつて、ボツリヌス毒素若しくはコ

ノトキシン若しくはこれらのサブユニット

の塩基配列を有するもの

五 診断用又は食品検査用のキットであつて、

貨物等省令第二条の二第一項第三号又は第四号に該当するものを含有するもの

第六十三条 輸出令別表第二の三第二号(60)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 石油の掘削のために特別に設計された成形炸薬(単一軸方向に作用し、一回のみ使用でき、きるものに限る。)であつて、爆発により穴をあけるもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 輸出令別表第一の一の項(二)、(三)

〔新設〕

若しくは(四)又は貨物等省令第三条第七号、第四条第十六号若しくは第十三条第一項若しくは第二項に該当する貨物(以下「エネルギー源となる物質」という。)を調査したものを含有するもの

ロ 均一に成形された円すい形のライナーを有するものであって、その開先の角度が九十度以下のもの

ハ 〇・〇一キログラム超〇・〇九キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有し、かつ、直径が一四・三ミリメートル以下のもの

ニ 石油の掘削のために特別に設計された成形

炸薬であつて、〇・〇一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

三 導爆線及び導火管であつて、一メートル当たり〇・〇六四キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

四 作動薬包であつて、爆燃性の物質中に、〇・七キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

五 雷管及びその組立品であつて、〇・〇一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

六 点火管であつて、〇・〇一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

七|| 油井用薬包であつて、〇・〇一五キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

八|| 充填又は圧填により成形された市販の伝爆薬（ブースター）であつて、一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

九|| 市販かつ既製のスラリー爆薬及びエマルション爆薬であつて、一〇キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有し、かつ、当該物質の含有率が重量比で三五パーセント以下のもの

十|| カッター及び切断具であつて、三・五キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有

するもの

十一 火工品のうち、民生用途のために設計したものであつて、三キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの

十二 市販の爆薬及び火工品であつて、一キログラム以下のエネルギー源となる物質を含有するもの（前各号に掲げるものを除く。）

十三 気体の三ふつ化窒素

第六十四条 輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは次のいずれかに該当するものとする。

一 貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、

〔新設〕

次のいずれかに該当するもの

イ 貨物等省令第二条第一項第三号へ、リか

らるまで、ヨ又はタに該当する化学物質の

含有率が重量比で一〇パーセント以下のも

の

ロ 次のいずれかに該当する化学物質の含有

率が重量比で三〇パーセント未満の混合物

(一) 貨物等省令第二条第一項第一号に該当

する化学物質

(二) 貨物等省令第二条第一項第三号レから

オまで又はヤに該当する化学物質

ニ 貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号

に該当する化学物質を含む混合物であつて、

次のいずれかに該当するもの

イ 貨物等省令第二条第一項第二号イからハ

までのいずれかに該当する化学物質の含有

率が重量比で一パーセント以下のもの

ロ 貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又

はヲからカまでのいずれかに該当する化学

物質の含有率が重量比で一〇パーセント以

下のもの

ハ 次のいずれかに該当する化学物質の含有

率が重量比で三〇パーセント未満の混合物

(一) 貨物等省令第二条第一項第二号ニから

トまでのいずれかに該当する化学物質

(二) 貨物等省令第二条第一項第三号クに該

当する化学物質

- 三 医療用、分析用、診断用又は食品検査用の
キットであつて、貨物等省令第二条第一項各
号に該当する化学物質を含有するもの

第六十五条 輸出令別表第二の三第二号(62)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、
ポリアリーレンエーテルケトンであつて、次の
いずれかに該当するものとする。

- 一 ポリエーテルエーテルケトン
- 二 ポリエーテルケトンケトン
- 三 ポリエーテルケトン
- 四 ポリエーテルケトンエーテルケトンケトン

第六十六条 輸出令別表第二の三第二号(63)に掲げ

〔新設〕

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは次のいずれかに該当するものとする。

一 硬化鋼又はタンクステンカーバイドで構成された精密玉軸受で直径三ミリメートル以上のもの

二 モネル製の板

三 リン酸トリブチル

四 濃度が二〇重量パーセント以上の硝酸

五 ふっ素

六 アルファ線を放出する放射線核種

第六十七条 輸出令別表第二の三第二号(64)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは爆発物又は信管、雷管その他の起爆装置を自

〔新設〕

動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、エックス線、電磁気その他の技術を利用したもの及びその部分品とする。

第六十八条 輸出令別表第二の三第二号(65)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、透視装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であつて、次の各号の全てに該当するもの及びその部分品とする。

一 動作周波数が三〇ギガヘルツ以上三、〇〇

〔新設〕

○ギガヘルツ以下のもの

- 二 一〇〇メートルの距離における空間分解能が〇・一ミリラジアン以上一ミリラジアン以下のもの

第六十九条 輸出令別表第二の三第二号(66)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、軸受であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 玉軸受であつて、米国家規格協会又は米
国軸受製造者協会で定める精度がA B E C I
七、A B E C I七P、A B E C I七T若しく
は産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十
五号）に基づく日本産業規格B一五一四一一

〔新設〕

号で定める精度の等級が四級以上のもの又はこれらと同等の精度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

イ 摂氏三〇〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの

ロ 潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるように特に設計したもの

ニ 円すいころ軸受であつて、米国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度が Class A 以上のもの又はそれと同等の精度

を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 潤滑剤を用いること又は部分品の改造により、ミリメートルで表した軸受の内径の数値に一分間当たりの回転数を乗じた値が二、三〇〇、〇〇〇を超えるように特に設計したもの

ロ 摂氏零下五四度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるように設計したものの

三 気体潤滑のフオイル軸受であつて、摂氏二八八度以上の動作温度で使用できるように設計したもののうち、面圧が一メガパスカルを

超えるもの

四 能動型の磁気軸受システム

五 ふつ素重合体のライニングを用いた自動調心軸受又はジャーナル滑り軸受であつて、摂氏零下五四度未満又は摂氏一五〇度超の動作温度で使用できるように設計したもの

第七十条 輸出令別表第二の三第二号(67)に掲げる

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ステンレス鋼、銅及びニッケルの合金その他ニッケル若しくはクロムのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の一〇パーセント以上の合金鋼製の管、継手及び弁であつて、次のいずれかに該当するものとする。

〔新設〕

一 管及び継手であつて、内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が三・四メガパスカル以上のもの

二 弁であつて接続部の内径が二〇〇ミリメートル以上かつ最高使用圧力が一〇・三メガパスカル以上のもの

第七十一条 輸出令別表第二の三第二号(68)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、電磁力によつて溶融した金属を移送することができるよう設計したポンプとする。

第七十二条 輸出令別表第二の三第二号(69)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、可搬型の発電機のうち、次のいずれかに該当

〔新設〕

〔新設〕

するもの及びこれに使用するように特に設計した部分品とする。

一 重量が二、二六八キログラム以下であつて車輪付きのもの

二 最大積載量が二・五トンの自動車により運搬できるもの

第七十三条 輸出令別表第二の三第二号(70)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ベローズ弁とする。

第七十四条 輸出令別表第二の三第二号(71)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、歯車の製造用又は仕上げ用の機械であつて、米国歯車製造業者協会で定める精度がAGMA

〔新設〕

〔新設〕

一一を超える歯車の製造又は仕上げをすることができないものとする。

第七十五条 輸出令別表第二の三第二号(72)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、手動の寸法検査装置及び測定装置であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

一 測定軸の数が二以上のもの

二 いずれの測定軸においても、マイクロメートルで表した測定の不確かさの数值がミリメートルで表した当該測定軸の長さに 0.000 三を乗じて得た数值に三を加えた数值以下のもの

第七十六条 輸出令別表第二の三第二号(73)に掲げ

〔新設〕

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、ロボットであつて、プログラム又はデータの作成又は変更を行うために、一以上のセンサーから送信された情報をフィードバック制御により即時に処理することができるものとする。

第七十七条 輸出令別表第二の三第二号(74)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、第四十六条、第七十四条から第七十六条までに掲げる貨物に使用するように特に設計されたものであつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 少なくともスピンドル及び軸受から構成されるスピンドルの組立品であつて、スピンドル

〔新設〕

ルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向又は軸方向の振れがそれぞれ〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの

二|| 数値制御装置、工作機械又はフィードバック装置を第四十六条又は第七十四条から第七十六条までに規定するこれらの性能と同等以上の性能に到達させるために特に設計した電子回路のプリント基板

三|| シングルポイントダイヤモンド工具のインサートであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ|| いずれの方向に四〇〇倍拡大した場合であつても損傷及び欠陥のない切削用の刃を

有するもの

ロ コーナ半径が〇・一ミリメートル以上五

ミリメートル以下のもの

ハ コーナ半径の真円度が〇・〇〇二ミリメ

ートル未満のもの

第七十八条 輸出令別表第二の三第二号(75)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、アイソスタチックプレスとする。

第七十九条 輸出令別表第二の三第二号(76)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、油圧式の成形機、ベローズ成形用の型その他のベローズの製造用の装置とする。

第八十条 輸出令別表第二の三第二号(77)に掲げる

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、

次のいずれかに該当するものとする。

- 一 レーザー溶接機
- 二 ミグ溶接機
- 三 電子ビーム溶接機

第八十一条 輸出令別表第二の三第二号(78)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

、モネル製の装置（弁、管及びタンクその他の
容器を含む。）とする。

第八十二条 輸出令別表第二の三第二号(79)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

、採鉱又は穿孔に用いられる大型の機械であつ
て、次のいずれかに該当するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

一 直径が六〇センチメートルを超える穴を穿孔することができるボーリング機械

二 鋤業で使用される土木機械

第八十三条 輸出令別表第二の三第二号(80)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは
ニッケル又はアルミニウムにより部品を被覆
するために設計した電気メッキ用の装置とす
る。

〔新設〕

第八十四条 輸出令別表第二の三第二号(81)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは
出力が三・七キロワット以上の電動機とともに
使用するよう設計した産業用のポンプとす
る。

〔新設〕

第八十五条 輸出令別表第二の三第二号(82)に掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

高真空で使用するように特に設計した管、フ

ランジ継手、弁、ガasket及び関連装置とす

る。

第八十六条 輸出令別表第二の三第二号(83)に掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

次のいずれかに該当するものとする。

一 絞リスピニング加工機

二 しごきスピニング加工機

第八十七条 輸出令別表第二の三第二号(84)に掲げ

〔新設〕

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を

除く。)とする。

第八十八条 輸出令別表第二の三第二号(85)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、

管及びタンクその他の容器とする。

第八十九条〜第百十五条 「略」

〔新設〕

第四十九条〜第七十五条 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和五年二月三日から施行する。